

成年後見人等の報酬助成事業の開始について

1 東村山市の計画における成年後見制度の位置づけ

- ・ **地域福祉計画**（平成24年度～29年度）
地域福祉の重点施策「成年後見制度の推進」
- ・ **障害者福祉計画**（平成24年度～29年度）
基本目標「住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり」
・・・「権利擁護支援体制の充実」・・・「権利擁護体制の充実」
- ・ **高齢者保健福祉計画**（平成24年度～26年度）
基本目標「住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり」
・・・「権利擁護支援体制の充実」・・・「認知症高齢者等の権利擁護の充実」

2 報酬助成対象要件

成年被後見人等の状況が以下のすべてを満たす

- (1) 市長による申し立てであること
- (2) 収入<（生活保護基準額+報酬助成基準額）
- (3) 預貯金や資産がなく、報酬を負担した場合に生計の維持が困難

3 助成対象期間

平成25年度分より助成開始

※家庭裁判所への報酬付与の申し立てに合わせ、年1回の支払を予定

4 助成基準額（上限額）

在宅：月額28,000円

施設入所：月額18,000円

以上